

トピックス

- 金誠同達張国棟弁護士、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」のセミナーで講演

法令速報

- 国家市場監督管理総局、「中国独占禁止法執行年度報告(2020)」を公開
- 最高人民法院、「人民法院独占禁止及び不正競争防止典型事例目録」を公開
- 工業情報化部、「ICV サイバーセキュリティ及びデータセキュリティ業務の強化に関する通知」を公布

弁護士コラム

- 2020 年独占禁止法執行十大典型事例の評論・分析及びその企業コンプライアンスに対する啓発

金誠同達張国棟弁護士、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」のセミナーで講演

高い注目を集めている中国の「個人情報保護法」は、2021 年 11 月 1 日から施行される。同法は中国における個人情報保護の分野における重要な法律として、「サイバーセキュリティ法」および「データセキュリティ法」と並び、中国の情報規制の面における基本的な枠組みを構築することとなる。

上記の三つの法律の内容と、これらへの実務上の対応には、日系企業からも大きな注目が注がれている。2021 年 9 月 27 日にジェトロは、上記のテーマに焦点を当てたセミナーを開催した。400 名近くの方々は会場とオンラインにて受講された。

今回のセミナーでは、金誠同達のシニアパートナーである張国棟弁護士が 2 時間の講演を行いました。張国棟弁護士は『中国での事業活動における情報の収集・保存・利用の留意点：サイバーセキュリティ法、デー

タセキュリティ法、個人情報保護法と実務対応』と題して上述の三つの法律を水平比較し、三つの法律における重要な定義と制度を説明し、外資企業が中国で経営活動を展開する際に、情報の収集、保存、使用などの過程において注意を要する事項に対し、詳細な分析を行った上で、実務において着実に有効な対応方法を提起した。

国家市場監督管理総局、「中国独占禁止法執行年度報告(2020)」を公開

国家市場監督管理総局は9月3日、「中国独占禁止法執行年度報告(2020)」を公開した。当該報告によると、2020年における企業結合の立案と結審の件数は、それぞれ5%と1.7%増長し、平均的な立案と結審にかかる期間は、それぞれ27%と14.5%短縮されており、企業と公衆から寄せられた電話照会の件数は、3800件余りに上っている。報告においては、2020年の独占禁止法の執行も、民生の分野を重点として行われており、医薬、公用物、自動車検査測定、中古車、建材などの分野において、独占禁止法の執行が強化されているという旨が示されている。

プラットフォーム経済の競争秩序の規範化の面においては、アリババによる銀泰商業の持分買収等の3件のプラットフォーム企業による企業結合未申告案件が、法により取り締まられ、アリババグループが実施した「二者択一」行為の疑いの掛かった独占案件に対する立案と調査においては、独占禁止法執行の権威が確立されている。

このほかにも、当該報告にはさらに「2020年独占禁止法執行十大典型事例」が含まれており、具体的には後述の解説をご参照いただくことができる。

(出典：http://www.gov.cn/xinwen/2021-09/24/content_5639102.htm
http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202109/t20210903_334368.html)

最高人民法院、「人民法院独占禁止及び不正競争防止典型事例目録」を公開

最高人民法院は9月27日、独占禁止及び不正競争防止典型事例目録を公開した。これには、技術秘密をめぐる紛争は2件、不正競争をめぐる紛争案件は5件、独占をめぐる紛争は3件、それぞれ含まれている。

そのうち、3件の独占をめぐる紛争は、それぞれ「水道水会社」による市場支配的地位の濫用をめぐる紛争案件、「レンガ事業者団体」による独占をめぐる紛争案件、及びシズベルによる市場支配的地位の濫用をめぐる紛争案件であった。

「水道水会社」による市場支配的地位の濫用をめぐる紛争案件においては、公益企業の市場支配的地位、及び市場支配的地位濫用行為の認定基準が明確にされている。「レンガ事業者団体」による独占をめぐる紛争案件においては、独占協定の実施者の当該水平型独占協定の実施により被った損失に対する賠償のその他の実施者への要求は、支持されていない。この事例においては、水平型独占協定の実施者による損失賠償のその他の実施者への要求は、本質的には独占的利益の分配であり、無効な契約に属するという旨が

示されている。シズベルによる市場支配的地位の濫用をめぐる紛争案件においては、最高人民法院が国際的な標準必須特許にかかわる独占をめぐる紛争案件の管轄規則を明確にしており、人民法院の涉外独占禁止案件に対する司法管轄権の法による積極的な行使に対し、積極的な意味を有している。

その他の事例の具体適な情報については、以下出典のリンクをご参照いただきたい。

(出典：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-324491.html>)

工業情報化部、「ICV サイバーセキュリティ及びデータセキュリティ業務の強化に関する通知」を公布

工業情報化部は 9 月 15 日、「ICV サイバーセキュリティ及びデータセキュリティ業務の強化に関する通知」(以下「通知」という。)を公布した。

「通知」においては、関係各社によるサイバーセキュリティ・データセキュリティ管理制度の確立、責任者・管理機構の明確化、サイバーセキュリティ・データセキュリティ保護責任の実施、及び自動車・ネットワーク・サービスプラットフォーム・データ等のセキュリティ保護の強化の必要性、自動車企業によるデータ分類分級管理の強化及び個人情報・重要データ保護の強化の義務、並びに自動車企業・サービスプラットフォームによるデータの法令を遵守した収集・処理・保護、データ使用の規範化、及びデータ越境セキュリティ管理の強化の必須性などが、明確にされている。

このほかにも「通知」においてはさらに、中国における ICV(Intelligent Connected Vehicle)セキュリティ基準構築の加速、ICV サイバーセキュリティ・データセキュリティ基準体系構築ガイドラインの編さん等も、明確にされている。

(出典：https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2021/art_ba43080de41242e4ab6d6d5fa3218ff9.html)

2020 年独占禁止法執行十大典型事例の評論・分析及びその企業コンプライアンスに対する啓発

作者 張 国棟、李 太陽

2021 年 9 月 3 日に、国家市場監督管理総局(以下「SAMR」という。)は 2020 年独占禁止法執行十大典型事例(以下「十大典型事例」という。)を公開した。これらの入選した事例は SAMR の過去一年間における法執行の成果に対する総括を体現しており、企業の独占禁止コンプライアンスに対して重要な参考価値を有している。

読者の方々のご参考と後文の論述に便宜を図るため、先に十大典型事例の基本的な状況を次のとおり整理させていただく。

案件の	事例の概要	処罰/処分の結果	業界/分野
-----	-------	----------	-------

類型			
独占的協定	四川省のセメント事業者団体が6社のセメント事業者を組織した独占的協定の達成・実施	違法行為停止の命令、違法所得の没収、制裁金合計5981.13 万元の徴収	建材
	浙江省嘉興市の中古車事業者団体が9社の中古車取引市場企業を組織した独占的協定の達成・実施	違法行為停止の命令、違法所得の没収、制裁金合計441.37 万元の徴収	自動車
市場支配的地位の濫用	山東康恵医薬有限公司等の3社による市場支配的地位の濫用	違法行為停止の命令、違法所得の没収、制裁金合計3.255 億元の徴収	医薬
	南京水務集団高淳有限公司による市場支配的地位の濫用	違法行為停止の命令、制裁金182.09 万元の徴収	公益事業（水道水）
企業結合	阿里巴巴投資有限公司による銀泰商業（集団）有限公司の持分買収案件における企業結合未申告	阿里巴巴投資有限公司に対する制裁金50 万元の徴収	オンラインプラットフォーム
	（テンセント傘下の）閱文集団による新麗傳媒控股有限公司の持分買収案件における企業結合未申告	閱文集団に対する制裁金50 万元の徴収	オンラインプラットフォーム
	エヌビディアによるメラノックス・テクノロジー持分の買収	制限条件付加の認可	半導体
	ダナハー・コーポレーションによるゼネラル・エレクトリックの医療生命科学生物製薬業務の買収	制限条件付加の認可	医薬
行政権力を濫用した競争の排除・制限	山東省済寧市の財政局による行政権力を濫用した競争の排除・制限	主体的な是正、山東省市場監督管理局への是正状況の報告等	公益事業（公共交通企業の補償金）
	湖南省懷化市の住宅都市農村建設局による行政権力を濫用した競争の排除・制限	是正及び責任者に対する責任追及の提案	公益事業（ガスボンベ）

上述の典型的な事例は中国独占禁止法の規定するすべての規制行為（すなわち、独占的協定、市場支配的地位の濫用、企業結合、及び行政権力を濫用した競争の排除・制限の行為）を網羅している。後文においては、上述の十大典型事例を踏まえた上で、その企業の独占禁止コンプライアンスに対する啓発について、分析と説明を行う。

1、プラットフォーム経済の分野における独占禁止法執行の強化

今回公開された典型的な事例には、二件のオンラインプラットフォームによる独占禁止法への違反の事例が含まれている。これまで SAMR はプラットフォーム経済の分野を対象に継続的かつ大規模な独占禁止法執行活動を展開し、既に十数件にも及ぶプラットフォーム経済の分野において独禁法違反の事例を前後して公開している。これには、プラットフォーム企業による企業結合未申告の事例のほかにも、プラットフォーム企業による市場支配的地位を濫用した「二者択一」の実施等の事例も含まれている。プラットフォーム企業による

市場支配的地位の濫用の事例から見てみると、目下既にアリババの事例、上海シェルパの事例、美团の事例などがある。

一般的には、2020 年の下半期以降、中国政府のインターネット及びオンラインプラットフォームのに対する規制の考え方には、既に重要な転換が発生しており、従前は比較的緩和されていた「寛容的な慎重性」は、「規範性」と「発展性」に重点が置かれた「厳重な監督管理」へと転換しているものと考えられている。これまで中国当局は幾度も「独占禁止の強化及び資本の無秩序な拡張の防止」の必要性を示しており、オンラインプラットフォームに対する独占禁止規制の強化、オンラインプラットフォームに対する事前・事中・事後の全段階における監督管理の実現、独占禁止監督管理能力の充実、及び監督管理の権威の増強が行われている。2021 年の初頭に公布された「プラットフォーム経済の分野における独占禁止ガイドライン」においても、「プラットフォーム経済の分野における独占行為を予防・制止し、市場における公平な競争を保護し、プラットフォーム経済の規範的、秩序的、革新的かつ健全な発展を促進し、かつ、消費者の利益及び社会公共の利益を保護する」という旨が明確に規定されている。

その後、SAMR は続けて初のプラットフォーム企業による企業結合取引実施禁止に関する決定を公布している。また、企業結合取引を既に完成していたプラットフォーム企業が、措置を採って市場競争の秩序を回復するよう SAMR から要求された初の事例も、公開されている。これは、中国のプラットフォーム経済の分野における独占禁止に対する規制活動の絶え間ない拡張と深化を象徴している。

このため、関連のプラットフォーム企業にとっては、日常的な経営において独占禁止コンプライアンスに注意し、プラットフォーム規則、ビジネスモデル及び日常的な経営の法令遵守を確保しておく必要がある。このほかにも、コンプライアンスの徹底と実施に向けて、プラットフォーム企業はデータ・情報セキュリティ、個人情報保護、ビジネスモデル、アルゴリズムなどの技術及び知的財産権の保護等の諸々の面における問題を更に総合的に考慮しておく必要がある。

2、半導体等の業界における企業結合取引審査の厳格化・慎重化の傾向

今回の十大典型事例には、半導体業界の企業結合に対する制限条件付認可の事例が含まれている。近年、中国においては、半導体業界の大型の企業結合案件の多くは、制限条件の付加をもって認可されているが、一方では、審査期間内に SAMR の競争への疑念を解消するための適切な案が見つからず、これにより取引の放棄を主体的に決定した事例も、多々存在している。たとえば、2016 年のラムリサーチによる KLA テンコール買収の放棄、2018 年のクアルコムによる NXP セミコンダクターズ N.V. 買収の放棄、2021 年のアプライド・マテリアルズによる旧日立国際電気(現 KOKUSAI ELECTRIC)買収の放棄などの事例は、後者に属している。

当然のように、半導体業界における企業結合申告案件について、中国で審査を通過した前例は、なかったわけではない。「中国独占禁止法執行年度報告(2020)」の紹介によると、2020 年に独占禁止法執行機構は半導体業界の企業結合案件を 26 件結審しており、そのうち、無条件での認可は 24 件、制限条件付きの認可は 2 件であった(すなわち、エヌビディアによるメラノックス・テクノロジーズの買収、及びインフィニオン・テクノロジーズによるサイプレス・セミコンダクタの買収である。)。これまでも、中国の独占禁止法執行機構は過去に前後して、メディアテックによる M スター・セミコンダクターの合併買収(2013 年)、NXP セミコンダクターズ N.V. によるフリースケール・セミコンダクタの買収(2015 年)、ASE による SPIL の買収(2017 年)、KLA テンコールによるオルボテックの買収(2019 年)などを条件付きで認可している。

これらの案件からみると、半導体の国民経済に対する重要性にかんがみて、当該業界内の企業結合取引に対する審査において、中国独占禁止法執行機構の態度は、いずれも非常に慎重である。さらに、中国か、それとも中国以外の諸国かを問わず、半導体業界の企業結合案件に対する審査において、産業政策又は国家安全政策は、多かれ少なかれ一定の効果を発揮している。たとえば、中国の独占禁止法執行機構がクアルコムによる NXP セミコンダクターズ N.V. の買収に対して審査を行ったのとほぼ同じ時期に、クアルコムは他の世界的な半導体大手であるブロードコムによる敵対的買収を受けており、最終的には米国政府の強制的な介入により終了している。米国政府が介入時に標榜していた理由も、国家の安全であった。¹

このため、半導体又は類似の業界において今後発生する可能性のある企業結合取引に対し、当事者は取引の実際の状況を踏まえた上で、合理的な取引案と申告時の策略を制定し、各国当局のありうる態度を事前に検討・判断して対策を重点的に採択し、これにより各国当局の疑念を最大限に払しょくして、取引が各国の法執行機構の審査を通過するように努める必要がある。

3、事業者団体の活動への参加時における独占禁止リスクへの注意の必要性

中国における独占禁止に対する規制の強化に伴い、事業者団体が会員企業を組織して独占的協定を実施させる事例も増加している。今回公開された十大典型事例のうちの二件の独占的協定の事例は、どちらも事業者団体にかかわっていた。

「独占禁止法」の規定によると、事業者団体は自らの業界の事業者を組織して独占的協定を達成させてはならないとされている。これに反した場合においては、独占禁止法執行機構は五十万元以下の制裁金に処することができ、情状が深刻なときは、社会团体登記管理機関は法により登記を取消することができる。目下、一部の事業者団体が独占的協定への参加により登記を取消された前例は、既に存在している。たとえば、杭州市富陽区の造紙事業者団体は、過去に前後して二回、造紙企業を組織してロール状白板紙の価格をめぐる独占的協定を達成及び実施させたので、法により登記が取消されていた。

事業者団体にかかわる独占の事例においては、ただ事業者団体のみが処罰されるのではなく、参加企業もこれにより処罰を受ける可能性がある。たとえば、山西省の電力事業者団体が 23 社の電力企業を組織して直接供电価格をめぐる独占的協定を達成及び実施させた事例の処罰案では、事業者団体と参加した電力企業は、いずれも処罰を受けている。²

企業にとっては、事業者団体の活動に参加するに当たって、不適切な情報交換の実施を可能な限り回避し、違法性のリスクが存在している団体の活動への参加を見送り、活動参加ガイダンスを制定し、かつ、企業の代表者に対する事前・事中・事後の全工程における指導を行わなければならない。国家発展改革委員会は過去に、「事業者団体価格決定行為ガイドライン」を公布し、価格決定行為の観点から、事業者団体が従事する違法性リスクの存在している可能性のある行為に対し、列举と注意喚起を行っている³。これはある程度において、企業による事業者団体の活動への参加のための参考とすることができる。

4、企業結合取引時における「ガンジャンピング」リスクの増大

¹ 具体的には次のリンク先を参照のこと：<http://news.sina.com.cn/w/2018-07-24/doc-ihftenhz2624637.shtml>

² 具体的には次のリンク先を参照のこと：http://www.gov.cn/xinwen/2017-08/03/content_5215802.htm

³ 具体的には次のリンク先を参照のこと：http://www.gov.cn/xinwen/2017-07/25/content_5213280.htm

今回公開された典型的な事例には、二件の企業結合未申告の事例が含まれている。これも中国の近年における企業結合未申告案件（すなわち「ガンジャンピング」）に対する取締強度の絶え間ない引上げのすう勢を反映している。

SAMR が公開した年度法執行報告によると、中国で処罰された「ガンジャンピング」案件は、2019 年には 18 件、2020 年には 13 件発生していたが、一方、2021 年に入ってから、これまでに既に公開されている処罰件数だけでも、既に前の二年の総和を超えている。

このほかにも、『独占禁止法』改定草案（公開意見募集稿）においては、企業結合の違法行為に対する処罰の強度が大幅に引き上げられており、制裁金額の上限は、現行の最高「人民元五十万元」から、「前年度の売上高の百分の十」へと引き上げられる見通しである。中国の『独占禁止法』改定草案（公開意見募集稿）、「プラットフォーム経済の分野における独占禁止ガイドライン」及び「原薬の分野における独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」においてはさらに、スタートアップ企業又はベンチャー企業の「摘芽式合併買収」（別名「キラ型合併買収」）という特別な問題を対象とする相応の規定が行われており、すなわち、一定の状況の下では、たとえ当事者の売上高が申告基準に達していなかったとしても、企業結合申告審査を受けなければならないとされている。総体的に述べると、今後の中国における企業結合に対する規制は、より一層強化されていくものと見られている。

企業にとっては、合併買収取引計画の立案時において、可能な限り早期に申告義務の有無を確認しなければならず、必要の際には、申告の準備と相応の取扱い策を遂行し、これにより合併買収プロジェクトの円滑な審査通過と、取引計画の完全性・法令遵守性の最大限の確保に便宜を図らなければならない。

5、 公益事業組織による独占禁止リスクへの注意の必要性

今回公開された独占案件には、一件の水道水業務企業による市場支配的地位濫用の事例と、二件の行政権力を濫用した競争の排除・制限の事例が含まれている。このほか、「中国独占禁止法執行年度報告（2020）」によると、2016 から 2020 年までの期間中、各級の独占禁止法執行機構は、公益事業関連業界における独占的協定を 4 件、市場支配的地位の濫用を 39 件、行政権力を濫用した競争の排除・制限を 8 件、それぞれ取り締まっており、これらは主としてガス供給、通信、水道水、給電、葬儀などの業界にかかわっていた。

この種の事例における取締対象行為の類型は、多岐にわたっており、これには販売市場の分割をめぐる独占的協定、市場支配的地位を濫用した取引対象の限定、抱き合わせ販売、不合理な取引条件等の付加、行政権力を濫用した指定事業者商品経営・購入・使用の他者への限定又は実質的な限定などが含まれている。

関連の公益事業組織等にとっては、自らの公益事業の性質と自然な独占的地位により、経営行為のコンプライアンスに注意し、独占行為への従事を回避する必要がある。

6、 民生分野を中心とする独占禁止法執行活動の拡張及び深化

これまで、民生の分野は一貫して中国の独占禁止法執行機構の法執行の重点とされている。今回公開された十大典型事例の中では、民生の分野にかかわっているものが多く見受けられる。具体的に述べると、医

薬、自動車、建材、公益事業などの従来の分野にかかわっているだけではなく、さらにはオンラインプラットフォーム、半導体などの新興分野や戦略的な分野も含まれている。

医薬業界を例に挙げると、今回公開された典型的な事例の中には、医薬業界における市場支配的地位濫用の事例と、企業結合申告の事例が含まれている。このほかにも、「中国独占禁止法執行年度報告（2020）」によると、2020 年度に SAMR はさらに、揚子江薬業社や先声薬業社などの独占実施案件を取り締まり、12 品目の原薬をめぐる独占案件に対する調査と処罰を地方市場監督管理部門に指導している。さらに、医薬業界に対する規制を強化するために、「原薬の分野における独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」が公布されている。

医薬業界は中国における独占禁止法執行活動の拡張及び深化を表す一つの縮図にすぎない。SAMR の説明によると、これまで中国の独占禁止法執行機構は既に前後して三回、計 20 の重点業界における市場競争状況に対する評価（インターネット、電力、自動車、鉄鋼、半導体、農薬、通信、医療設備、保険、原薬、航空運輸、航空製造、鉄鋼、プラットフォーム経済、石油天然ガス、船舶製造、軌道系交通機関、半導体、自動車製造、鉄鋼など。）を行っており、これは次の段階の独占禁止法執行の的確性・科学性・有効性のために、重要な指針を提供している。このため、関連業界分野の企業にとっては、日常的な経営において独占禁止コンプライアンスを貫徹及び実施しなければならない。

7、 企業による独占禁止コンプライアンス貫徹・実施に向けた好機の到来

中国における独占行為に対する規制の絶え間ない強化、及び独占禁止法執行活動の拡張及び深化に伴い、企業が直面する独占禁止法律リスクと違法コストも、次第に増加してきている。たとえば、独占的協定、市場支配的地位の濫用などの違法行為が直面する処罰は、一般的には企業の年間売上高の一定の割合を基数として計算され、その制裁金の金額は非常に高く、さらには、違法所得の没収が併科される可能性もある。このほかにも、独占禁止法上の行政調査又は第三者が提起する民事訴訟への対応のために、往々にして大量の時間と経済コストが必要となる。このため、独占禁止コンプライアンス制度の確立を通じることで、企業の日常的な経営における独占行為の予防及び減少、並びに独占行為にかかわる法的なリスクとコストの最大限の引下げに資することができる。

企業によるコンプライアンス制度の確立・貫徹・実施の指導に向けて、SAMR は「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」と「企業国外独占禁止コンプライアンスガイドライン（意見募集稿）」を公布しており、かつ、上海市・浙江省等の多くの省と市の市場監督管理部門も、現地の独占禁止コンプライアンスガイドライン等を公布しており、企業の独占禁止コンプライアンス制度の確立のために、基本的な制度上の枠組みと指導を提供している。企業は上述のコンプライアンスガイドラインを参考にし、自社及び所属業界の実際の状況を踏まえた上で、有効な独占禁止コンプライアンス制度を確立することが検討できる。

（終わり）

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねます

のでご了承下さい。

- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>